

25 日 獣 発 第 78 号

平成 25 年 6 月 11 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 山根義久

(公印及び契印の押印は省略)

宮崎県の家きん飼養農場における農場監視プログラムの適用について

このことについて、平成 25 年 6 月 3 日付け 25 消安第 1224 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①鳥インフルエンザ検査の強化モニタリングの中で、宮崎県の養鶏場において血清抗体検査(エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応)で陽性となる事例があり、動物衛生研究所において抗体検査の HA 亜型を識別する HI 検査を行ったところ、1 検体において H5 亜型の鳥インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された一方、当該農場では臨床症状が認められずウイルス分離検査及び遺伝子検査でも陰性であったため、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表)に基づき、当該農場について農場監視プログラムを適用することになったこと、②上記の防疫指針や「平成 24 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成 24 年 9 月 20 日付け 24 日獣発第 181 号)によって、これまでも家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認等を行っているところであるが、今回の事例を踏まえ、改めて防疫対策の強化を図るよう各都道府県畜産主務部長宛に通知した旨、了知の上、本会会員に円滑な防疫対策の実施に対し協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



25消安第1224号
平成25年6月3日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

宮崎県の家きん飼養農場における農場監視プログラムの適用について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長宛てに通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。



写

25消安第1224号
平成25年6月3日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

宮崎県の家きん飼養農場における農場監視プログラムの適用について

先月末まで行っていた鳥インフルエンザ検査の強化モニタリングの中で、宮崎県の養鶏場（種鶏、約120日齢、約2万羽飼養）において血清抗体検査（エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応）で陽性となる事例があり、動物衛生研究所において抗体のHA亜型を判別する検査（HI検査）を実施したところ、1検体において、H5亜型の鳥インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出されました。一方で、当該農場では臨床症状は認められておらず、ウイルス分離検査及び遺伝子検査についてはいずれも陰性でした。

このため、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第5及び第15に基づき、当該農場について農場監視プログラムを適用することとなりました。

これまでも、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫については、防疫指針や「平成24年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成24年9月10日付け24消安第3025号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）により、家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認等を行っていただいているところですが、今回の事例を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底をお願いします。

記

1 家きん飼養農場への情報提供等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 本事例についての情報提供
- (2) 飼養する家きんの異常の有無の確認と異常家きん発生時の早期通報の徹底を改めて指導

2 飼養衛生管理基準遵守の指導について

強化通知の立入検査において指導改善中の農場を中心に、野生動物の侵入防止及び農場出入口での消毒の徹底など飼養衛生管理基準の徹底を指導するとともに、当該農場における遵守状況を再確認すること。

3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、円滑な防疫措置に遺漏がないよう、消毒薬等の防疫資材の準備状況を再度確認し、必要な手当を行うとともに、本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階の危機管理体制について、再点検を行うこと。

4 適確な初動対応の徹底について

異常家きんの通報があった場合には、防疫指針第4に基づき、直ちに動物衛生課に連絡し、届出者等に当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の指導を行うとともに、必要な病性鑑定を実施するよう徹底すること。